

# 令和3年第3回桶川市農業委員会総会 議事録

令和3年3月24日(水) 午後2時から

場所：桶川市役所 会議室304

【出席委員】 農業委員	1 小峯完治、2 和久津一美、3 岩崎真一、4 大野仁、9 砂川富夫、10 住谷行雄
【欠席委員】	5 加藤俊子、6 熊井茂夫、7 倉持成彦、8 白根行枝、11 滝沢和一
【傍聴人】	1名
事務局長	只今より、令和3年第3回桶川市農業委員会総会を行います。 本日は、農業委員11名のうち6名の出席があり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の開会要件を満たしていることを報告いたします。 それでは、次第の1「開会」を、和久津委員にお願いします。
和久津委員	(開会宣言)
事務局長	続きまして、次第の2「あいさつ」を、小峯会長よりお願いします。
小峯会長	(あいさつ)
事務局長	ありがとうございました。 それでは、これより議事に入ります。 総会会議規則第4条の規定により、会長に議長をお願いいたします。  (会長が議長に就く)
議長	只今議長の座を仰せつかりましたので、進行させていただきます。 それでは、次第の3「議事録署名委員の指名」でございます。 4番の大野委員と、9番の砂川委員にお願いします。
議長	次第の4「議事」に入ります。 第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請の承認について」事務局から説明をお願いします。
事務局	それでは、第1号議案について説明させていただきます。 農業委員会総会次第兼資料の1ページと、令和3年3月農業委員会総会・現地調査資料その1、現地調査結果資料をご覧ください。 今月の農地法第3条の許可申請は、2件です。 第1号件と第2号件は、同じ方が譲受人ですので、同時に審議していただければと思います。 農地法第3条の許可申請ですので、農地を農地のまま権利の設定や移転を行うものになります。

農地法第3条の規定による許可を受けるためには、次の5つの要件を全て満たすことが必要になります。

1つ目が、全部耕作要件です。

申請者が所有または借り受けている農地の全てが耕作されていることが必要です。

2つ目が、農作業常時従事要件です。

申請者または世帯員が農作業に常時従事していることが必要です。

3つ目が、下限面積要件です。

申請地を含め、耕作する農地の合計が50a以上であることが必要です。

4つ目が、地域との調和要件です。

申請地周辺の農地利用に影響を与えないことが必要です。

5つ目は、法人の場合のもので、今回の案件には関係ございません。

まず、全部耕作要件ですが、現地調査の際に委員よりご指摘がありましたので、譲受人が所有している農地も現地調査したところ、木材の破片が置かれていることが判明しました。

このままでは全部耕作要件を満たさず、許可を下すことは難しいと考えたため、それらを撤去し、農地として利用するよう所有者への指導を事務局で行いました。

本日の午前中に事務局が現地を確認したところ、お配りした写真のとおり是正されておりました。

従って、1つ目の全部耕作要件は満たしていると考えております。

2つ目の常時従事要件ですが、譲受人は年間に280日程度農作業に従事しており、要件を満たしていると考えられます。

3つ目の下限面積要件ですが、譲受人は31,447㎡農地を所有しているため、要件は満たしております。

4つ目の地域との調和ですが、譲受人は申請地の隣地農地を所有しているため、今後も地域との調和を図ることは十分可能であると考えております。

以上の理由から、譲受人は全ての許可要件を満たしていると考えられます。

なお、今後の農業計画に関する聞き取り調査については、是正指導を行う中で事務局が行いましたので、後程ご報告いたします。

事務局からの説明は以上です。

議長

ありがとうございました。

それでは、現地調査班長の<sup>大野</sup>委員に、現地調査の結果報告をお願いします。

大野委員

報告させていただきます。

申請地は耕作されていませんでしたが、適正に管理されており、特段問題がなかったことを報告いたします。

議長

ありがとうございました。

続きまして、聞き取り調査の結果報告を、事務局からお願いします。

事務局	<p>譲受人に対し聞き取り調査を行ったところ、取得後は植木栽培を予定しているとのことでした。</p> <p>また、譲受人が所有しているその他の農地もパトロールしましたが、木材置場は見つかりませんでした。</p> <p>今後、農地を木材置場として使用しないよう、事務局で指導しました。</p> <p>聞き取り調査の結果は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、第1号議案第1号件及び第2号件について何か質問等ありますか。</p>
議長	<p>無いようですので、お諮りします。</p> <p>第1号議案第1号件及び第2号件について、ご異議ございませんか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。</p> <p>続きまして、第2号議案「農地法第5条の規定による許可申請の承認について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、第2号議案について説明させていただきます。</p> <p>農業委員会総会次第兼資料の2ページと、令和3年3月農業委員会総会・現地調査資料その1、現地調査結果資料をご覧ください。</p> <p>今月の農地法第5条の許可申請は、3件です。</p> <p>農地法第5条の許可申請ですので、農地を農地以外のものにして、所有権の移転や使用貸借権の設定等を行うものになります。</p> <p>まず、第1号件からご説明いたします。</p> <p>譲受人、譲渡人の住所、氏名、対象地番、地目、面積等は資料記載のとおりです。</p> <p>申請地は、令和2年5月の除外申出案件で、令和3年1月25日付けで農用地区域から除外されております。</p> <p>農地区分は、第1種農地と考えております。</p> <p>第1種農地は原則不許可となっておりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」は、例外的に認められるとされており、本件は不許可の例外に該当するものと言えます。</p> <p>こちらは、所有権移転の案件で、転用目的は自己用の住宅敷地です。</p> <p>建築面積は107.65㎡で、排水計画は合併浄化槽より側溝へ放流する計画です。</p> <p>また、隣地農地との境界には、被害防除としてコンクリートブロックを新設する計画となっております。</p> <p>なお、申請者の6親等以内の親族が桶川市の市街化調整区域に20年以上居住しており、開発の許可要件を満たしていることは既に確認済みです。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>

議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、現地調査班長の大野委員に、現地調査の結果報告をお願いします。</p>
大野委員	<p>報告させていただきます。</p> <p>申請地は耕作されていませんでしたが、適正に管理されており、特段問題がなかったことを報告いたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、第2号議案第1号件について何か質問等ありますか。</p>
議長	<p>無いようですので、お諮りします。</p> <p>第2号議案第1号件について、ご異議ございませんか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。</p> <p>続きまして、第2号議案第2号件について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、第2号件についてご説明いたしますので、引き続き農業委員会総会次第兼資料の2ページと、令和3年3月農業委員会総会・現地調査資料その1、現地調査結果資料をご覧ください。</p> <p>譲受人、譲渡人の住所、氏名、対象地番、地目、面積等は資料記載のとおりです。</p> <p>申請地は、第1種農地にも第3種農地にも該当しない農地であり、第2種農地と考えております。</p> <p>第2種農地は、周辺の他の土地に立地が困難な場合、もしくは、1種農地の不許可の例外に該当する場合は許可することとなっており、本件は不許可の例外に該当するものと考えられます。</p> <p>こちらも所有権移転の案件で、転用目的は自己用の住宅敷地です。</p> <p>建築面積は125.45㎡で、排水計画は合併浄化槽より側溝へ放流する計画となっております。</p> <p>隣地農地との境界には、被害防除としてコンクリートブロック及びフェンスを新設する計画となっております。</p> <p>また、申請地には、3台分の駐車スペースを設ける計画で、その内訳は、自家用が2台、来客用が1台となっております。</p> <p>なお、申請者の6親等以内の親族が桶川市の市街化調整区域に20年以上居住しており、開発の許可要件を満たしていることは既に確認済みです。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、現地調査班長の大野委員に、現地調査の結果報告をお願いします。</p>

大野委員	<p>報告させていただきます。</p> <p>申請地は耕作されていませんでしたが、適正に管理されており、特段問題がなかったことを報告いたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、第2号議案第2号件について何か質問等ありますか。</p>
議長	<p>無いようですので、お諮りします。</p> <p>第2号議案第2号件について、ご異議ございませんか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。</p> <p>続きまして、第2号議案第3号件について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、第3号件についてご説明いたしますので、引き続き農業委員会総会次第兼資料の2ページと、令和3年3月農業委員会総会・現地調査資料その1、現地調査結果資料をご覧ください。</p> <p>譲受人、譲渡人の住所、氏名、対象地番、地目、面積等は資料記載のとおりです。</p> <p>申請地は第1種農地にも第3種農地にも該当しないことから、第2種農地と考えており、本件も不許可の例外に該当するものと考えられます。</p> <p>こちらも所有権移転の案件で、転用目的は自己用の住宅敷地です。</p> <p>建築面積は52.99㎡で、排水計画は合併浄化槽より前面の道路側溝へ放流する計画となっております。</p> <p>また、隣地農地との境界には、被害防除としてコンクリートブロックを新設する計画です。</p> <p>なお、申請者の6親等以内の親族が桶川市の市街化調整区域に20年以上居住しており、開発の許可要件を満たしていることは既に確認済みです。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、現地調査班長の委員に、現地調査の結果報告をお願いします。</p>
大野委員	<p>報告させていただきます。</p> <p>申請地は耕作されていませんでしたが、適正に管理されており、特段問題がなかったことを報告いたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、第2号議案第3号件について何か質問等ありますか。</p>

議長	<p>無いようですので、お諮りします。</p> <p>第2号議案第3号件について、ご異議ございませんか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。</p> <p>続きまして、第3号議案「農用地利用集積計画（案）の決定について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、第3号議案について説明させていただきますので、農業委員会総会次第兼資料の3ページと、令和3年3月農業委員会総会・現地調査資料その1、現地調査結果資料をご覧ください。</p> <p>基盤強化促進法に基づき、桶川市長より計画の決定を求められております。</p> <p>申請件数は、新規のものが9件で、利用権の設定期間は全て5年です。</p> <p>合計面積は4,247㎡となっております。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、現地調査班長の大野委員に、現地調査の結果報告をお願いします。</p>
大野委員	<p>報告させていただきます。</p> <p>申請地は全て適正に管理されており、特段問題がなかったことを報告いたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、第3号議案について何か質問等ありますか。</p>
議長	<p>無いようですので、お諮りします。</p> <p>第3号議案について、ご異議ございませんか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。</p> <p>続きまして、第4号議案「特定農地貸付けの承認について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、第4号議案について説明させていただきますので、農業委員会総会次第兼資料の4ページと、令和3年3月農業委員会総会・現地調査資料その2をご覧ください。</p> <p>桶川市教育委員会より「みどりの学校ファーム」、桶川市高齢介護課より「健康いきいき農園」事業につきまして、特定農地貸付けの承認申請がありました。</p> <p>特定農地貸付けとは、農地を農業者以外の者に貸付けることを言い、市民農園など</p>

	<p>を運営する場合に活用されています。</p> <p>但し、それには、いくつかの条件があります。</p> <p>1つ目は、営利を目的としない農作物栽培を目的とすること。</p> <p>2つ目は、10a未満で相当数の者を対象に貸付けること。</p> <p>3つ目は、貸付期間が5年を超えないこと。</p> <p>以上の条件を満たす場合に貸付けることができ、農業委員会の承認があれば、賃貸借等について農地法の許可が必要なくなります。</p> <p>「みどりの学校ファーム」は市内の小学校の在校生を対象とし、「健康いきいき農園」は市内に居住する60歳以上の方を対象としております。</p> <p>申請地の所在、地目、面積、貸主等は資料記載の通りです。</p> <p>また、申請農園は12件で、全て更新の案件となっております。</p> <p>なお、現地については事務局で確認しましたが、全て適正に管理されており、特段問題はありませんでしたので、ご報告いたします。</p> <p>事務局からは以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、第4号議案について何か質問等ありますか。</p>
議長	<p>無いようですので、お諮りします。</p> <p>第4号議案について、ご異議ございませんか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。</p> <p>続きまして、次第の5「報告事項」に入ります。</p> <p>事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、農地法第5条第1項第7号の規定による届出の専決処分の報告をいたしますので、農業委員会総会次第兼資料の5ページをご覧ください。</p> <p>4件全てが所有権の移転で、転用目的が住宅敷地でした。</p> <p>なお、令和3年2月26日から令和3年3月12日までの専決処分となっております。</p> <p>事務局からの報告は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは次第6「その他事項」について、事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>農業委員会の日程についてお知らせします。</p> <p>次回の現地調査は、令和3年4月16日（金）の午前10時から、第1班が行いますので、市役所3階の会議室302にお集まりください。</p> <p>また、次回の農業委員会総会は、令和3年4月23日（金）の午後2時から行いま</p>

	<p>すので、市役所3階の会議室305にお集まりください。</p> <p>なお、新型コロナウイルスの感染状況によっては、人数を制限して行う可能性がございますので、その際はその旨通知いたします。</p> <p>ご理解ご協力の程、よろしく申し上げます。</p> <p>事務局からは以上です。</p>
議長	<p>他に事務局や委員の皆様から何かございますか。</p>
議長	<p>無いようでしたら、これもちまして私の職責は以上でございます。</p> <p>慎重審議ありがとうございました。</p> <p>事務局長にお返しします。</p>
事務局長	<p>会長ありがとうございました。</p> <p>それでは、和久津委員に閉会をお願いいたします。</p>
和久津委員	<p>(閉会宣言) 閉会時間 午後2時45分</p>